

道州制の導入に向けた基本的認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年一月二十九日

江口克彦

参議院議長 平田健二殿



## 道州制の導入に向けた基本的認識に関する質問主意書

道州制の導入は政界、経済界をはじめとする各界から提唱されて久しい。政府においても、近年は平成十八年二月に第二十八次地方制度調査会が「道州制の導入が適当」との旨の答申をまとめ、平成二十年三月には道州制担当大臣の下に置かれた道州制ビジョン懇談会が「地域主権型道州制」の導入を提唱するなど、道州制の導入に向けた議論が大詰めを迎えていた。その後誕生した民主党政権下においては導入に向けた検討を行う気配すら感じられなかったものの、道州制の導入は我が国にとり喫緊の課題であり、もはや議論の段階ではなく実行の段階となる必要がある。道州制の導入についての現在の政府の基本的認識を明らかにされたい。

右質問する。

